

## 第4 1回福島家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

令和6年6月28日（金）午後1時30分～午後3時30分

### 第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

### 第3 出席者

#### 1 委員

大嶋洋志（委員長）、亀岡まゆみ、紺野登喜子、園田稔、堤陽菜、中田和宏、三浦正博、山口裕（五十音順、敬称略）

#### 2 説明者

山口事務局長、森田首席家庭裁判所調査官、河合次席家庭裁判所調査官、赤間首席書記官、磯上次席書記官

#### 3 係員

赤津総務課長、征矢総務課広報係長

### 第4 開会等

新任委員の紹介

### 第5 前回委員会後の取組の報告について（説明者：赤津総務課長）

前回委員会のテーマ「福島家裁における要配慮者への対応について」に関して、1階ロビーの総合受付カウンターに貼付されている簡易裁判所の場所を案内する点字標記について、「左側」の方向を示す点字を追加して貼付し直したことを報告した。

### 第6 議事及び質疑応答の要旨

#### 1 委員長の選任

規則第6条3項により委員長代理に指名されている園田委員が委員長選任までの議事を進行した。

委員から大嶋委員を委員長に推挙する意見があり、大嶋委員が委員長に選任

された。

## 2 家事調停手続におけるウェブ会議の利用について

- (1) 説明：家事調停手続におけるウェブ会議の利用についての説明（説明者：赤間首席書記官）

家事調停手続制度、先行する民事裁判手続のデジタル化、家庭裁判所の手続のデジタル化、家事調停手続におけるウェブ会議等について説明した。

- (2) ウェブ模擬調停の実演（説明者：河合家庭裁判所次席調査官）

6号調停室を調停室に、7号調停室を申立人宅に見立てて、家庭裁判所調査官が調停委員役及び申立人役となつて、実際に機器を使用してウェブ会議による模擬調停の実演をした。

- (3) 意見交換

別紙のとおり

## 3 次回（第42回）開催について

- (1) 日時

令和6年11月14日（木）午後1時30分

- (2) テーマ

追って定める。

## 第6 閉会

以上

(別紙)

意見交換・質疑応答の要旨

(委員)

ウェブ会議による調停は素晴らしい取り組みであると感じた。

これまでに実施されたウェブ会議による調停件数は、全体の調停件数の何パーセントにあたるか知りたい。

調停手続は録音録画が禁止であるとの説明があったが、禁止されている理由について一般の人でも分かりやすいように、より詳しく分かりやすく説明した方がよいのではないか。

自宅でウェブ会議による調停を行っているときに、小さい子供が起きて騒いだりしてしまった場合は、どう対応するのか。

現状ではマスクをしている人が多いと思うが、本人確認の際はマスクを外して確認すべきではないか。

(説明者)

ウェブ会議による調停件数の割合については、統計を取っていないので回答できない。

録音録画が禁止されている理由は、調停が非公開の手続であると法定されているからである。調停期日が指定されて当事者に期日通知書等を送付する際に、ウェブ会議による調停に関する手続の説明書も同封しており、その書面に録音録画の禁止について記載し説明している。また、調停期日当日にも調停委員から口頭で説明している。

子供の状況によっては調停委員会が調停手続を一旦停止する場合がある。状況が収まらない場合は、その期日の手続は中止して後日改めて実施するなど、調停委員会が柔軟に対応する。

現時点ではマスクを外しての本人確認を必須とまではしていないので、今後検討する。

(委員長)

録音録画禁止の理由について補足すると、調停手続は非公開の手続と法定されているので、もし調停手続の内容が録音録画されてインターネット上で公開されたりしてしまうと、非公開性が崩れてしまうため禁止している。

(委員)

私は調停委員としてまだウェブ会議による調停の経験が少ないが、他の調停委員の経験談を聞いても、調停委員はマスクを取って挨拶した上で、なるべく当事者にもマスクを取ってもらって本人確認をするようにしている。

子供が騒いでしまった場合は、一旦ウェブ会議の通信を遮断して子供の面倒を見てもらい、その間は他方当事者から話を聞くことにして、それでも状況が収まらなければ、その日の期日を終了するということが考えられる。

(委員)

自宅でウェブ会議に参加する当事者の本人確認、本人以外が同室していないことの確認、禁止されている録音録画をしていないことの確認について、性善説に立って確認しているように感じ、セキュリティの確保が課題であると思った。

高齢者等はデジタル機器に精通しておらずウェブ会議ができない人もいると思うが、その場合はどのように対応するのか。

(説明者)

デジタル機器に精通していないがどうしても自宅でウェブ会議による調停をしたいと希望する当事者については、電話で機器の使用方法を説明して本人のみで実施できるかどうか確認し、本人のみでは実施が難しいというのであれば、家族や弁護士の援助を受けられるか検討することになる。できるだけ配慮をするが、ウェブ会議の実施が難しければ、電話会議を利用する方法や裁判所に実際に出頭していただくことになる。

(委員長)

セキュリティ確保については、先行してウェブ会議を導入した民事裁判手続で

は、まずは弁護士が就いている事件から導入を開始し、軌道に乗ってから本人のみの事件に広げていく、というかなり慎重なスタートをした。しかし、家事事件については代理人が就かずに本人が手続する事件が非常に多く、民事裁判手続と同じではウェブ会議が普及せず、その利便性が生かせないため、民事裁判手続よりも積極的に本人のみの事件でのウェブ会議の利用を進めていった。令和5年9月の時点ではあるが、先行導入庁において本人のみの事件でのウェブ会議を利用した調停で問題が発生した事例が一件もないと聞いており、今のところ順調に運用が行われている。今後運用が進んだ時に問題が発生した場合、一切ウェブ会議を止めてしまうというのは行き過ぎであり、発生した問題を最小限に抑えることを考えるべきである。

(委員)

ウェブ会議による調停は、録音録画等による情報漏洩の危険性はあるが、それ以上にメリットが大きいと感じた。大人数の会議をウェブ会議で行うと一部の人は議論に参加しないということがよくあるが、少人数で行われる調停のウェブ会議だとそのようなことはなく、表情もよく分かりコミュニケーションを十分にとって議論することができ、良い取り組みであると感じた。

ただ、一部音声聞きづらかったところがあったので、機器の性能やネット環境の改善に期待したい。

(委員長)

まずは調停期日の一回目は裁判所に出頭してもらい、当事者に情報漏洩等の危険性がないかを確認した上で、二回目からウェブ会議を行うという運用を当初はしていたようだ。しかし、それだと遠方の方や体の不自由な方でも必ず一回は裁判所に出頭しなければならず不便であるので、できるだけ一回目の期日からウェブ会議を行う方針に変わってきているようだが、その点はどう考えているか。

(説明者)

全国的にも、当初は、調停期日の一回目は裁判所に出頭してもらい、情報漏洩

のリスクがないかどうか見立てを行った上で、二回目からウェブ会議を行うという運用だったが、それではウェブの利便性を活かさないため、徐々に、一回目からウェブ会議の実施を検討するようになってきている。家裁調査官として対立の激しい事件で対面の面接を多く担当してきた経験から、SNSへの公開や録音データを引用した書面の作成などを防ぐためには、当事者の特性や紛争の状況にアンテナを張ることが重要と考えており、リスクの見立てにつながる情報を裁判所全体でどのように共有していくかが課題と考えている。

(説明者)

当事者が提出した申立書及び証拠書類等の内容や、書記官が電話で当事者と期日調整をした内容から、録音録画したりSNSに投稿する傾向が読み取れた場合は、たとえ本人がウェブ会議を希望していても、初回は裁判所に出頭してもらい録音録画等の危険性の有無を確認するという運用もあるし、また本人確認についても免許証のみの確認ではなく、本人しか知りえない情報に関する質問をして確認するという方法がある。

(委員)

スマートフォンを使用してウェブ会議による調停に参加することは可能か。

ウェブ会議による調停に参加する場所は、自宅でなくても良いのか、例えばインターネットカフェでも良いのか。

(説明者)

スマートフォンも使用可能である。参加する場所は自宅以外でも良く、調停の非公開性が担保され、通信環境の安全安定性が担保される場所、例えば、勤務先の会議室やホテルの客室、自動車内等での参加が可能であると考えられる。インターネットカフェは認められないと考えられる。

(委員)

一方当事者がウェブ会議を希望して、他方当事者が希望していない場合、ウェブ会議による調停を許可しているのか。許可している場合、裁判所に出頭して調

停委員の面前にいる方が意見を述べ易いので、その公平性にはどう配慮しているか。

(説明者)

裁判所に両当事者が出頭して行う従前の調停と変わりはなく、ウェブ会議を利用する当事者と裁判所に出頭している当事者とで交互に入れ替わって個別に話を聞いていくので、公平性に問題はない。

(委員長)

将来的には手続の申立てが電子化され、かつ事件記録も電子化されることになるが、家庭裁判所の手続の電子化について、各委員の職場での現状や課題も含めて御意見をいただきたい。

(委員)

私の職場では、製品を作成するために使用しているパソコンがウィルスに感染するのを防ぐため、外部のインターネットに繋がず危険な状況に置かないようにした。情報漏洩をどう防止するかが課題であると考えます。

また、録音音声を文字化するアプリを使用する場合には、その正確性にかなり問題があり、外部に流出した場合のリスクが高いところに課題がある。

(委員長)

裁判所は裁判情報として個人情報も多く抱えており、情報漏洩に対する厳重な対策をとることが課題である。どこに電子化された記録を保存するのか、保存された記録へのアクセスをどのように制限するのかなどについては今後の検討課題であり、現在最高裁がシステムを開発中である。

録音音声の記録化については、生の音声で記録化するのか、それとも文字化したものを記録化するのか、文字化する場合はどれだけ正確な文字化ができるのかがシステム開発の検討課題であると考えられる。

(説明者)

裁判所は個人情報やプライバシー情報を扱うので厳重なセキュリティの要請が

高いが、他方で、民事事件等では公開の裁判の原則があり現行法でも第三者の閲覧・謄写が可能であることから、記録が電子化されても公開性の要請は確保しなければならない。個人情報等の保護と公開性の要請をどう両立できるかがシステム開発の課題であると聞いている。

以 上